激甚災害	適用すべき措置
令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第三条から第六条まで、第十条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置

備考
一　上欄の豪雨とは、前線によるものをいう。
二　上欄の暴風雨とは、令和四年台風第八号によるものをいう。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　寺田　稔
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　永岡　桂子
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十月五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十一号

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第二条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「原油」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一　原油
二　小麦
三　大豆
四　塩
五　鉄鉱石
六　石炭
七　ナフサ
八　液化石油ガス
九　メタノール

附　則

この政令は、令和四年十二月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

旅券法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十月五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十二号

旅券法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

旅券法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年三月二十七日とする。

外務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　岸田　文雄

旅券法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十月五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十三号

旅券法施行令の一部を改正する政令

内閣は、旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第一項、第二項（同法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。）、第三項、第四項及び第六項（同法第二十条の二第三項において準用する場合を含む。）、第二十条の二第一項並びに第二十一条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「国に」を「国内における国に」に改め、同条中「第二十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「はって」を「貼って」に改める。

第二条中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改め、同条第一号中「、第二号又は第三号」を「から第三号まで」に改め、「二千円」の下に「（同条第二項の規定の適用を受ける場合には、四千円）」を加え、同条第三号を削る。

第四条第一項ただし書中「及び第十二条第三項」を削り、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　法第十条第三項ただし書の規定による渡航先の訂正

第四条を第六条とする。

第三条の見出しを「（国外における手数料の額及び納付の方法）」に改め、同条第一項中「第二十条第四項に」を「第二十条の二第一項の政令で」に改め、「外国貨幣換算率をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、「領事館（法第三条第一項に規定する領事館をいう。以下同じ。）」を「領事官」に改め、同項第五号中「又は第六号」を削り、同条第二項中「前項に定める手数料については、領事館」を「前二項の手数料は、領事官の」に改め、「（法第三条第一項に規定する領事官をいう。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二十条の二第二項において読み替えて準用する法第二十条第二項の政令で定める手数料の額は、外国貨幣換算率により邦貨に換算した場合の額が次の各号に掲げる手数料の種類に応じそれぞれ当該各号に定める金額の範囲内の額となるよう、領事官の所在国ごとに当該国の通貨をもって外務省令で定める額とする。

一　法第二十条第一項第一号の処分に係る手数料　二万千九百円以上二万二千百円以下
二　法第二十条第一項第二号の処分に係る手数料　一万六千九百円以上一万七千百円以下（処分の申請をする者が十二歳未満であるときは、一万千九百円以上一万二千百円以下）
三　法第二十条第一項第三号の処分に係る手数料　一万千九百円以上一万二千百円以下